

延岡市私道整備補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、多数の市民が通行する私道の安全及び周辺的生活環境の改善を図るため、一般交通の用に供している私道の整備を行う者に対して、私道整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のほか、国又は地方公共団体が維持管理する通路等であって一般交通の用に供しているものをいう。
- (2) 私道 前号に規定する公道以外の通路等（特定の個人及び法人等の用に供されるものを除く。）をいう。
- (3) 整備工事 私道の新設舗装工事をいう。
- (4) 補修工事 既に舗装された私道の維持補修工事をいう。
- (5) 代表申請者 前2号のいずれかの工事を行おうとする私道の土地の所有者全員及び当該私道に隣接する土地の所有者全員の承諾を得て、当該工事に係る事前協議及び補助金の交付の申請並びに当該私道の沿線住民の意見の取りまとめ及び市との連絡等を行う者をいい、当該私道が所在する地区の自治会長、当該私道の沿線住民及び土地所有者の代表者をいう。

（補助事業）

第3条 補助事業は、第6条に規定する補助金の交付の対象となる私道における整備工事及び補修工事（以下これらを「工事」という。）とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす代表申請者とする。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。第8条において同じ。）に滞納がないこと。
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

- (3) その他補助が適当でないとして市長が認める者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事1件につき150万円を上限とし、行き止まりの私道の工事にあつては当該工事に係る経費の2分の1、通り抜けができる私道の工事にあつては当該工事に係る経費の4分の3以内の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額が10万円未満のときは、これを交付しない。

(補助金の交付の対象となる私道の要件)

第6条 補助金の交付の対象となる私道は、次に掲げる第1号から第5号までのいずれにも該当する私道又は第6号に該当する私道とする。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。
- (2) 幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- (3) 所有者の異なる複数の土地に接し、敷地への出入りに利用されていること。
- (4) 前回の補助金交付後7年を経過していること。
- (5) 整備工事にあつては、当該工事の面積がおおむね50平方メートル以上であること。
- (6) 通学路、避難路等になっているにもかかわらず、公道として寄附することが困難であり、かつ、工事をするのが適当と市長が判断した私道であること。

(事前協議等)

第7条 代表申請者は、補助金の交付の申請の前に、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 私道整備事前協議書(様式第1号)
- (2) 私道整備承諾書(様式第2号)
- (3) 上水道・下水道等協議書(様式第3号)

2 代表申請者は、前項第2号に規定する私道整備承諾書により、私道の土地所有者全員及び当該私道に隣接する土地の所有者全員の承諾を得なければならない。ただし、所在が不明等の所有者の承諾は、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書(所有者不明私道への対応ガイドライン)」に準拠し、当該承諾を要しないこととすることができる。

- 3 代表申請者は、私道に埋設されている又は埋設予定の給排水設備等に関し、第1項第3号に規定する上水道・下水道等協議書により、上下水道局水道課及び下水道課のほか、その他の埋設物管理者と協議を行なうものとする。
- 4 市長は、第1項各号に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事前協議の対象となった私道における工事が補助金の交付の対象か否かを決定し、私道整備事前協議結果通知書（様式第4号）によりその決定内容を代表申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第4項の私道整備事前協議結果通知書により、補助事業に該当する旨の通知を受けた代表申請者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて補助事業に着手する10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第5号）
- (2) 工事設計書類（見積書、位置図、平面図、写真等）
- (3) 私道及び隣接地の土地の登記事項要約書
- (4) 公図（字図）
- (5) 同意書兼誓約書（様式第6号）
- (6) 完納確認同意書（様式第7号）又は市税等に滞納がないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第9条 代表申請者は、規則第7条の規定に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付の決定を受けた日から30日以内に行うものとする。

（補助事業の中止又は変更）

第10条 代表申請者は事業を中止し、又は変更しようとするときは、補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 代表申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（様式第8号）

- (2) 工事等の契約書の写し
- (3) 工事等の過程及び完了後を撮影した写真
- (4) 工事等に係る領収書その他の支出を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告の内容を審査し、補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により通知するものとする。

(補助事業の状況確認)

第13条 市長は、補助事業の実施に関し、その過程及び完了後に検査をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。